

東京における防災都市づくり政策の変遷と今後の課題

公益財団法人東京都公園協会理事長（元東京都技監）

佐藤 伸朗

概要

東京における防災都市づくりは、近年、被災地域から安全な場所へ避難する政策から、被災の恐れのある市街地の耐火性能を高める政策へと転換し、さらに新たな制度も導入して取組をより強化してきた。

こうした政策転換は、阪神・淡路大地震、首都直下地震の被害想定や東日本大地震など、新たな災害の発生や最新の知見と都民の防災政策に対するニーズの高まりを背景としてなされてきた。

これらの政策の遂行により、災害の危険性の高い木造住宅密集市街地の防災性は着実に高まってきたといえるが、一方でいくつかの課題が残されており、今後さらに、安全で快適な居住環境を具えた市街地の形成に向けた政策展開が求められる。

Key Word 防災都市づくり 不燃化 木造住宅密集地域 不燃領域率

1 はじめに

災害に強い安全な都市をつくることは都市政策の重要な分野の一つである。なかでも、関東大震災で甚大な被害を受けた経験のある東京においては、風水害対策とともに、震災対策としての防災都市づくりが重要な政策として進められてきた。

特に、地震発生時に被害が集中することが想定される木造住宅密集市街地については、近年、二つの政策の転機があった。まず、1995年の阪神・淡路大地震をきっかけとして、東京都の政策は大きく転換した。それに伴って市街地の整備改善が進んできた。次の段階では、首都直下型地震の被害想定の見直し、そして、2011年東日本大地震の発生を契機として、より緊急性をもって事業として、市街地の不燃化を目的とし税制措置を伴う不燃化特区の指定及び延焼遮断帯の形成を目的とした特定整備路線の指定を実施するように政策を転換し、事業促進のために各種の地域密着型集会所を重ねた。

これらの政策の変容の過程については、特に東日本大地震以降の取組を総括する試みはこれまでになく、東京と同様に老朽化した木造住宅が密集する市街地を抱える他の大都市にとっても、大いに参考となる知見が含まれていると考えられる。

そこで、本稿では、東京における防災都市づくりについて、近年の政策及び事業手法の現在に至るまでの変遷とその背景について整理するとともに、現時点での成果を評価

したうえで、今後に残された課題をまとめる。

2 防災都市づくり政策の変遷とその背景

ここでは、時代区分を①阪神・淡路大地震以前、②阪神・淡路大地震以後、③東日本大震災以降、の3区分とする。

(1) 阪神・淡路大地震以前

1995年以前の東京都の防災都市づくりは、被災地域からの避難を図ることを主眼としていた。被災する可能性の高い既成市街地については、居住環境の改善を軸として、少しずつ防災性を高める政策が進められていた。

主な経緯は以下のとおりである。

1969年に東京都が「江東地区再開発基本構想」を発表した。荒川と隅田川にはさまれた「江東デルタ地帯」に防災拠点点を6か所整備して、震災発生時には住民がそこに逃げ込めるようにすることを意図していた。

その後、この構想に基づき、市街地再開発事業や大規模公園の整備が進められ、住民が逃げ込める避難場所や、そこを延焼から守るための再開発ビルが整備されていった。

同時期に、「避難場所」の指定と、「地域危険度」の公表が行われている。

1972年、地震時に大規模な火災等が発生した場合、周辺のエリアから住民が避難できる広域的な避難場所を、区部全体を対象に設定した。また、避難場所に到達するのに必要な幹線道路が指定され、道路整備が進められた。これはその後、延焼遮断帯の形成の動きにつながっていく。



図1 江東防災拠点位置図
(出典) 東京都都市整備局資料

1975年には、町丁目ごとの災害に対する危険度を、火災の延焼と、建物の倒壊の側面から算出した。その結果を火災、建物及びその総合した危険度として5段階で表示し、都民に自分の住んでいる町の危険性を訴えるため、公表された。

その後、避難場所の指定更新と地域危険度(改定)の発表は、おおむね5年ごとに実施されている。

地域危険度の分布をみると、都心部の少し外側、環七通り付近の周辺

に、老朽化した木造住宅、特に賃貸住宅(木賃アパートと呼ばれていた)が密集した地域がリング状に形成されていることが改めてわかる。こうした木造住宅密集地域においては、狭小な住宅が建て詰まり、道路も狭あいであってオープンスペースが乏しいなど、居住環境として改善が必要な地域が多かった。

このため、1978年以降、都や国において、木造住宅密集地域の居住環境の改善を図る補助事業が導入された。これらの事業は、老朽化した木造賃貸住宅の建替え更新や、周辺の狭あいな道路の拡幅、公園の整備などによって居住環境の改善を進めることにより、防災性の向上を図るものであった。

都が1980年に発表した「防災生活圈整備構想」においても、延焼遮断帯の形成に合わせて、延焼遮断帯に囲まれた市街地の防災性を高める考え方を打ち出している。

しかし、権利関係が複雑な中で、建物の建替えは所有者の意向や借地人、借家人との合意形成を前提とした法的な拘束力が弱い事業手法であるため、市街地の改善のスピードはなかなか上がらなかった。

また、避難場所の整備、延焼遮断帯の形成、密集市街地の整備など、様々な事業の実施主体が東京都・区・民間など様々であり、統一された全体計画に基づく政策実施とはなっておらず、それぞれの事業が進むことにより、市街地がどの程度安全になったのかも不明確であった。

(2) 阪神・淡路大地震以降

① 政策転換の背景

1995年1月に阪神・淡路大地震が発生すると、阪神間の密集市街地において、同時多発的な火災が発生し、市街地の延焼が止まらない状況であった。こうした被災状況を目の当たりにして、密集市街地の耐火性能を早期に高める必要があることが明確となった。

このため、東京都の関係局及び関係各区が一体となって防災都市づくりを推進するた

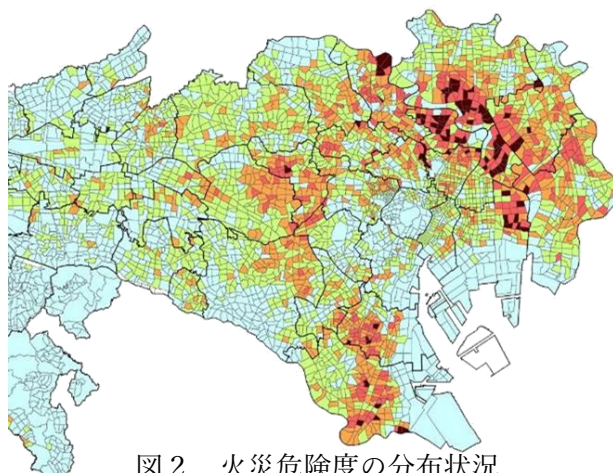


図2 火災危険度の分布状況
(出典) 第七回地域危険度調査

めの計画づくりが行われた。

また、これに先立ち、1980年代に国が中心となって、市街地の延焼の危険性について研究が進められており、不燃化率と空地率の要素を組み合わせた新たな指標が生み出されていた。

さらに、建築基準法の耐震基準が1981年に改定されており、旧基準による建築物の耐震性の強化も課題となっていた。

②政策転換のポイント

阪神・淡路大地震以前から政策を転換したポイントは概ね以下の点である。

- 安全なエリアに避難することから、危険なエリアを事前に安全にすることを主とした政策にシフトしたこと
- 事業の対象地区を事業ごとに定めるのではなく、客観的な指標により、政策の優先度の高い地域を抽出して、政策をその地域に重点化したこと
- 様々な事業を個々のスケジュールで実施していたものを、重点化した地域に対して、防災性を高める効果のある様々な事業を計画的・集中的に実施するようにしたこと
- 各事業の進捗という個別のアウトプット指標に加えて、最新の知見に基づき、市街地総体の改善度を示すアウトカム指標を採用して、政策の効果を見える化したこと

③政策の概要

東京都において、1996年に防災都市づくり推進計画の基本計画が、1997年に同計画の整備計画が策定された。

基本計画においては、木造住宅密集地域を対象に、計画期間を25年間として、防災性を高めることとした。

その際、区部の三分の一（当時）を占める木造住宅密集地域のなかでも地域危険度の高いランクの町丁目が多く集まる区域を抽出して、整備の対象地域（整備地域）を設定し、さらになかでも特に災害の危険性の高い地区を抽出して重点地区（重点整備地域）を選定した。

整備地域は25地域 約6,000ha、重点整備地域は11地域、約1,880ha定められ、これらのエリアに防災都市づくりの施策を優先的に実施することを明示した。

また、「不燃領域率」を計画の目標となる客観的指標として採用した。

不燃領域率は、市街地の延焼しにくさを示す指標であり、過去の市街地火災のデータをもとに、不燃領域率が70%を超えると、市街地の延焼がほとんど起こらなくなることがわかっていた。このため、同計画においては、整備地域全体の不燃領域率を70%以上にすることが目標とされた。

これにより、街路事業や再開発事業の事業進捗率といった、個別事業のアウトプットを示す指標ではなく、そうした事業を合わせた効果により、市街地がどの程度改善されたかというアウトカム指標により、定量的な政策の検証が可能となった。

また、東京都が防災都市づくりについて、全体的な計画を策定した。従来から進めてきた、避難のための道路空間の確保や避難場所の確保なども含めて、防災都市づくり全体をカバーする計画となっている。

計画の構成は以下の通り。

ア) 延焼遮断帯の形成

幹線道路の整備など、延焼遮断帯となる空間の整備を推進することを計画に位置付け、延焼遮断帯の形成率を目標とした

イ) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

災害時の救急救援活動のための緊急輸送道路の沿道の建築物を耐震化して、道路の機能確保を図ることを位置付け

ウ) 安全な市街地の形成

整備地域及び重点整備地域の不燃化を促進することとし、不燃領域率を目標年次までに70%以上とすることを位置づけ

エ) 避難場所の確保

避難場所の全人口分の確保と安全性の向上を位置づけ

整備計画においては、重点整備地域ごとにどのような事業を実施するかという地域別計画を関係区とともに策定した。これにより、各地域それぞれの地域特性や課題に応じて、集中して実施される事業をすべて計上し、一体となって市街地の改善事業の進捗を図ることができるようにした。

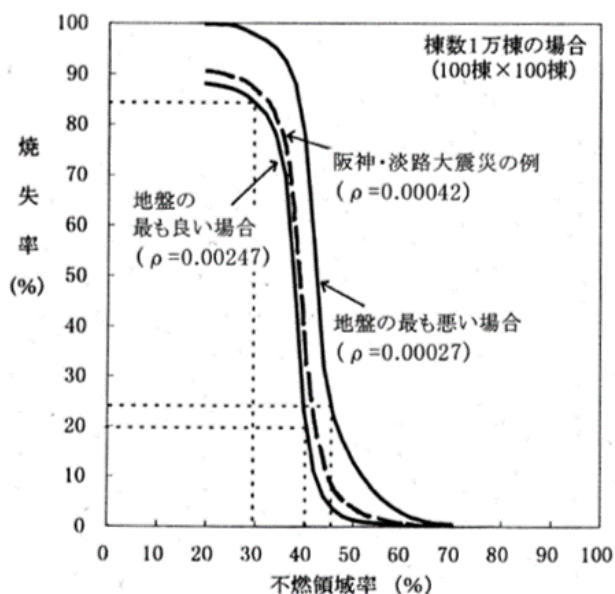


図3 不燃領域率と市街地の焼失率

(出典) 東京都防災都市づくり推進計画

同計画において位置づけられた事業は、都市計画街路事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業、木造住宅密集市街地整備促進事業など、延べ 12 種類ある。全地域の事業を合計すると、完了したものも含めて 210 事業に及ぶ。1 つの重点整備地域で平均 19 事業を進める計画となっていた。

以後、2006 年及び 2010 年の改定により、整備地域 28 地域、約 7,000a、重点整備地域 11 地域、約 2,400ha と区域を追加しつつ、事業を推進してきた。

(3) 東日本大震災以降

①政策転換の背景

防災都市づくり推進計画に基づいて、事業を推進してきたものの、木造住宅密集市街地はなかなか改善が進まず、国においても 2000 年以降、「20 世紀の負の遺産」として、さらに改善をてこ入れする動きが出てきた。

また、中央防災会議による首都直下型地震の被害想定も公表され、甚大な被害が想定されることも明らかになるとともに、首都直下地震の発生確率が、今後 30 年間で 70% と推定された。

そして、2011 年 3 月に東日本大震災が発生する。都内においても、液状化など多少の被害が発生したが、改めて、首都直下地震の切迫性が認識され、ただちに東京都で対策の検討が行われた。

こうした状況において、都民ニーズも明確な変化を示していることが、東京都が毎年実施している「都民生活に関する世論調査」にも明確に表れている。都政への要望項目のうち、「防災」の項目は、平成 13 年度～22 年度までの 10 年間は平均 6 位であったが、東日本大地震の発生した平成 23 年度から 4 年間連続して 1 位が続いたのである。

②政策転換のポイント

こうしたことを受けて、東京都において、新たに「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を実施することとした。

この時の政策転換のポイントは以下のとおり。

- 20 年以上の長期計画ではなく、(既存の計画を踏まえつつ) 緊急的な短期集中の対応として 10 年間のプロジェクトとしたこと
- 短期間で成果を上げるため、従来より踏み込んだ新たな取組を加えたこと
- 積極的に取り組む意欲のある区を支援する枠組みを都が明示し、そのための特別区域を設けたこと
- 延焼遮断帯を形成するための道路拡幅事業と対象エリアを重ね合わせて、その相乗効果を図ったこと

③政策の概要

2012年1月、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針が策定された。

事業期間を2020年度までとして、「燃えない、燃え広がらない」をキーワードに、市街地の不燃化を目的とした不燃化特区の指定及び延焼遮断帯の形成を目的とした特定整備路線の指定が進められた。また、これに合わせて、住民の意識啓発のための地域密着型集会の推進も位置づけられた。

不燃化特区は2012年に先行実施地区12地区を指定したのち、2016年までに合わせて53地区、約3,200haを指定しており、各地区の整備スケジュールにしたがって、順次事業に入っている。

特定整備路線は2012年に28路線、計25.3kmを指定している。既に事業中の路線も含まれているが、それ以外も直ちに事業認可を受け、順次用地買収に入っている。

また、地域密着型集会は、2012年から継続して開催され、延べ100回を越えるまでとなっている。

④不燃化特区とコア事業

不燃化特区においては、「従来より踏み込んだ新たな取り組み」として、これまで実施されなかった手法も含めて、様々なメニューを盛り込んでいるのが特徴である。

制度の構築にあたっては、関係区にヒアリングを行い、木造住宅密集地域の改善を進めるために新たにどのような事業、制度が望まれるかについて、意見を集めた。そして、それらを参考にして制度を立ち上げたのである。

その結果、住民への働きかけに対する補助、専門家の派遣に対する補助、建物の不燃化建替えや除却に関する様々な助成、借家人の移転先の確保のための支援策など、きめ細かい20のメニューからなる制度となった。

従来なかった取組として、もうひとつ特筆すべきは、税の減免措置を導入したことである。東京都税制調査会における審議を経て、防災都市づくりの分野では初めて固定資産税・都市計画税の減免制度が創設された。

また、10年間という短期間で徹底的に不燃化を進めるために、都市計画事業のような、できるだけ強制力を伴う事業をコアの事業として組み入れることを条件とした。

そのうえで、事業の意欲の高い区に限定して、不燃化特区を定めることを関係各区に伝え、2012年2月、先行的に実施する地区の募集を開始したところ、11区12地区から応募があった。このため、応募した全地区を先行実施地区として決定した。その後、本格実施の段階では、ほとんどの区が不燃化特区の導入に意欲を示した。

しかし、道路の買収拡幅事業や、権利者の移転などを伴う再開発事業といった、法的な強制力の伴う都市計画事業をコア事業として導入することができる区ばかりではなかった。そこで、コア事業の条件を緩和して、不燃化建替えを推進するために、全戸訪問等を行うなど住民への働きかけを強力に進める場合も対象とした。これにより、最終的にはすべての区で不燃化特区を実施することとなった。

コア事業の要件

- 都市計画事業または区の積極的働きかけ（全戸訪問など）
- 不燃領域率の大きな向上により周辺への波及効果がある
- 不燃化の連鎖の契機となる
- 計画的に進めるための仕組みや体制がある

⑤不燃化特区の整備プログラム

不燃化特区に指定された地区は、区が整備プログラムを策定し、2020年までに実施する各事業とそのスケジュールを示すこととした。

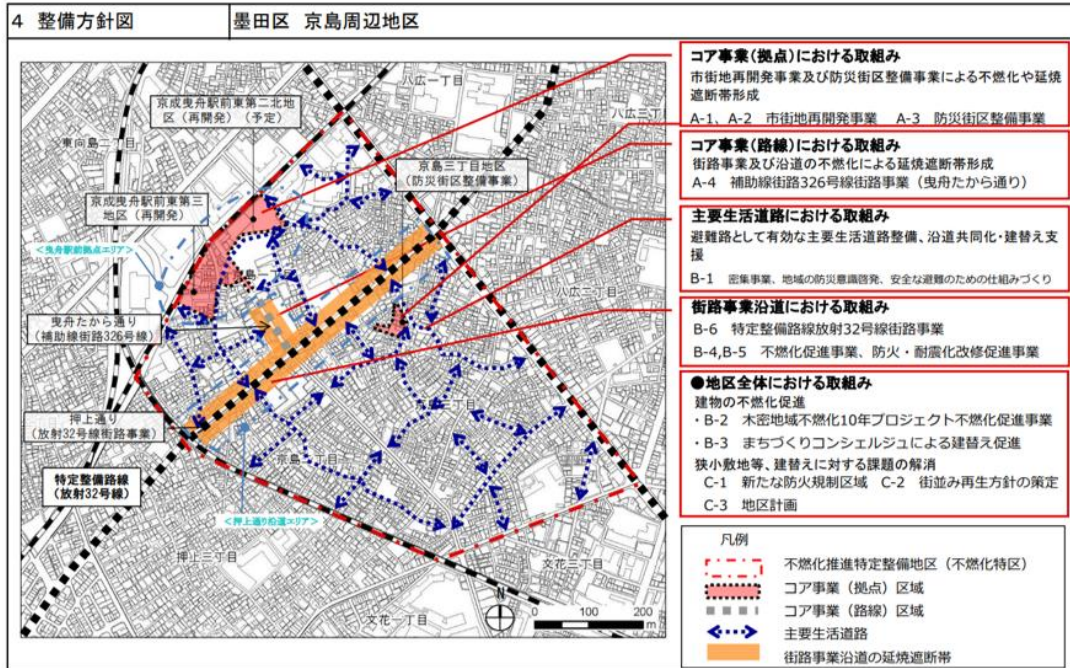
以下で実際の地区の事例により、具体的な内容を示す。

<京島周辺地区の事例>

墨田区京島二、三丁目付近の整備プログラムの一部である。整備プログラムの構成は、整備目標・方針等の概要のほか、区域を表示した図とコア事業やそれ以外の事業の位置を示した整備方針図、各事業の詳細を示す一覧表と、事業ごとの整備スケジュールから成っている。

同地区は、1980年代から積極的に密集市街地の改善に長年、取り組んできた地区である。このため、コア事業として計上した市街地再開発事業は既存事業の継続となっているものもあったが、不燃化特区として新規に導入した事業もあり、コア事業以外の事業展開では、不燃化特区の新規メニューをフル活用して事業を実施する計画をたてている。区が意欲的に不燃化に取り組もうとしていることがプログラムの内容によく表れている事例である。

図4 不燃化特区 整備プログラム (例)



(出典) 東京都 不燃化特区 整備プログラム

表1 不燃化特区整備プログラム 事業一覧 (例)

	事業項目	事業手法 (●=不燃化特区支援策)
コア事業以外の事業	密集事業(既存事業)	【補助事業】住市総事業・密集型、都木密事業 ●用地折衝等専門家派遣 ●土業等派遣 ●まちづくりコンサルタント派遣 ●現地相談ステーション管理運営 ●民間不動産情報の提供 ●公園用地取得助成の面積要件緩和
	地域の防災意識啓発	●まちづくりコンサルタント派遣(勉強会の開催)等
	安全な避難の仕組みづくり(アカサポート)	●地域の消防・防火対策(東京消防庁との連携)
	不燃化10年プロジェクト不燃化促進事業	●建物共同化コーディネーター派遣 ●固定資産税・都市計画税の減免 ●壁面後退奨励金
	まちづくりコンシェルジュによる建替え促進	●共同化建替助成の要件緩和 ●戸建建替えの設計費支援 ●不燃化建替えの店舗併用住宅加算支援等
	不燃化促進事業(既存事業)	【補助事業】都市防災総合推進事業等 ●固定資産税・都市計画税の減免等
	防火・耐震化改修促進事業	【補助事業】防火・耐震化改修促進事業 ●土業等派遣 ●現地相談ステーション管理運営等
	放射32号線街路事業	【補助事業】都市計画街路事業

(出典) 東京都 不燃化特区 整備プログラムより抜粋

⑥特定整備路線

特定整備路線は、「燃え広がらない」延焼遮断帯を確保するための街路事業である。不燃化特区が、区が主体となった取り組みであるのに対して、特定整備路線は東京都が実施する幹線道路の整備である。都の道路整備事業は、一般的に自動車交通の円滑な処理を最も重視して行われるが、特定整備路線は、幹線道路のネットワークとしての優先

度に関わらず、延焼遮断帯としての高い効果が見込まれる路線を選んで整備することとした。そのために、路線ごとに延焼シミュレーションを行い、その結果に基づいて路線指定している。

一方で、密集市街地における街路整備であるため、権利が複雑で細分化されていることから、用地買収には通常より多くの期間を要することが見込まれていた。しかし、不燃化 10 年プロジェクトとして、期間限定の事業となっているため、事業を促進するため、従来にはなかった新たな取り組みが導入されている。

それは、東京都の用地担当者による買収の折衝とは別に、路線ごとに関係権利者の相談窓口となる民間のコンシェルジュを現地に設けたことである。これにより、関係権利者にとっては、用地買収後の建物移転先の確保や、移転先での建物工事、それに関わる手続きや税金関係など、様々な生活再建の相談が可能となり、円滑な用地の取得を支援することとなった。

また、商店街と重複する路線の拡幅にあたっては、区とともに建物の共同化などのまちづくりを働きかけ、商店街の活力を残しつつ、道路を拡幅して延焼遮断効果を確保する取り組みを進めている。

⑦地域密着型集会

不燃化 10 年プロジェクトでは、事業だけではなく、地域住民の意識啓発にも力を入れた。個別の権利者に建物の建替えの必要性を理解してもらう前に、地域のなるべく多くの老朽建築物を不燃化することが重要であることを認識させることが効果的である。

それまで実施していた都民全体に向けたシンポジウムやセミナーに加えて、不燃化特区の対象となった地域を中心に、区が主催の集会を各地で実施している。阪神・淡路大震災の語り部の方の体験談や、防災の専門家や大学の先生の講演のほか、実際に建替えるときに起こる問題とその対処方法や税金関係など、具体的な相談会を行ったりと、様々に工夫をして、集会を重ねてきた。

3 防災都市づくりの進捗状況と成果

以上、これまでの東京の防災都市づくり政策の変遷過程をたどってきた。

この間の政策展開によって、市街地の防災性がどのように改善したのかについて、検証する。

(1) 木造住宅密集地域の分布

木造住宅密集地域については、建物の老朽度、住宅の密集度などの指標により、防災都市づくり推進計画の策定に伴い、町丁目ごとに調査されている。

木造住宅密集地域の定義

・木造棟数率	70%以上
・老朽木造棟数率	30%以上
・住宅戸数	55世帯/ha以上
・不燃領域率	60%未満

その結果によれば、1996年の阪神・淡路大地震直後から2010年の東日本大地震直前までの14年間で、木造住宅密集市街地の面積は約8千ha、概ね33%減少した。平均すると、約570ha/年の減少となる。

これに比べて、不燃化10年プロジェクトが実施された2010年から2019年の約10年間では、面積が約7,400ha、約54%減少している。平均約740ha/年の減少となり、不燃化10年プロジェクトの実施により、災害の危険性の高い地域の減少が明らかに加速したことがわかる。

この間、全国の他都市における木造住宅密集地域は、東京ほど大きく減少しておらず、そこからも東京における政策の有効性がわかる。

(2) 不燃領域率

1996年時点における平均の不燃領域率は約48.9%であり、耐火性能が低く、火災の延焼の危険性の高い市街地であったことがわかる。

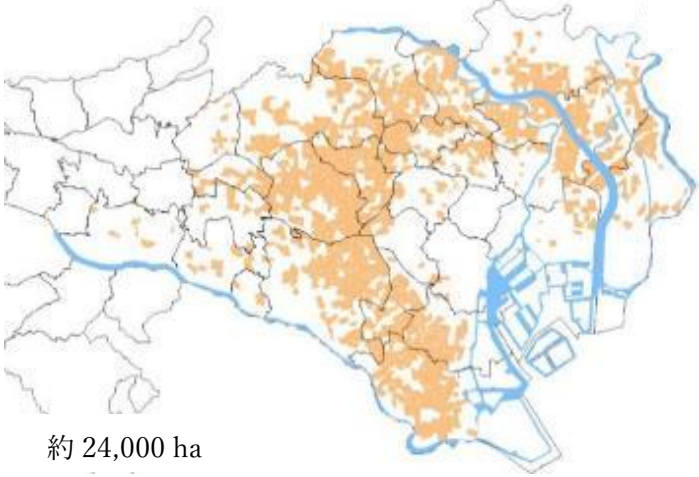
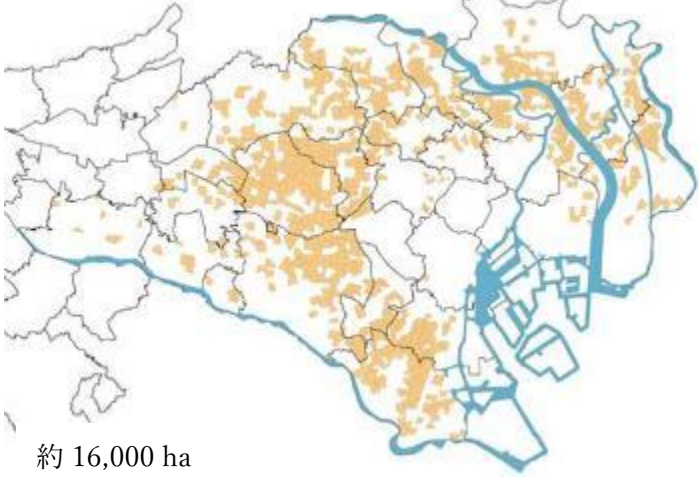
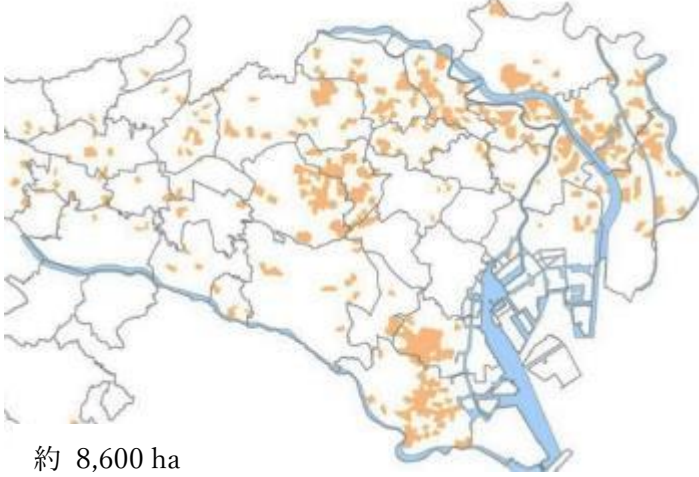
これに対して、2011年時点では、約58.4%と、約10ポイント改善しており、年平均0.63%の改善がみられている。

さらに2019年時点では、約63.6%と、約5ポイント改善しており、年平均0.58%の改善となっている。不燃化10年プロジェクト導入以前と比べると、5割以上速いペースで市街地の防災性の向上が進んでいることがわかる。

そして、この結果から、2020年の不燃化10年プロジェクト終了時点では、全体の平均として不燃領域率が65%近くまで改善することが想定される。

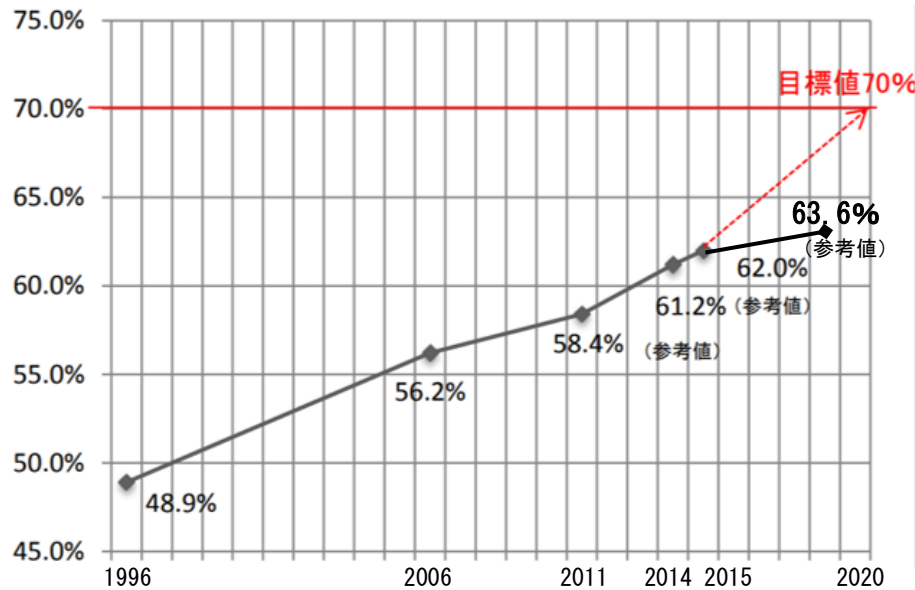
なお、目標である不燃化領域率70%には達していないため、東京都は2020年3月に防災都市づくり推進計画（基本方針）を改定し、目標年次を延伸している。

表2 木造住宅密集地域の変遷状況

1996年	 <p>約 24,000 ha</p>
2010年	 <p>約 16,000 ha</p>
2019年	 <p>約 8,600 ha</p>

(出典) 東京都防災都市づくり推進計画

図5 整備地域全体の不燃領域率の推移



(出典) 東京都見える化改革報告書「防災都市づくり」に一部加筆

4 今後の課題

(1) 市街地の安全性をさらに高める

整備地域、特に不燃化特区などにおいては、依然として不燃領域率が50%を下回る区域が相当数存在している。また、地域全体の平均では不燃領域率が70%を超えるような地域でも、密集度が高く、不燃化がなかなか進まないエリアが残っている。

こうした危険性の高いエリアは、無接道の狭小敷地が多く、建替えが進まずに取り残されているようなスポットが存在し、発災時の避難にも困難を伴うような箇所がある。こうしたエリアに対しては、個別の権利者や居住者に対して、さらにきめ細かい取り組みを行い、地域全体の安全性を確保できるようにすることが求められる。

(2) 快適で魅力ある市街地の形成

阪神・淡路大震災以降の政策は、延焼遮断帯の形成や沿道の耐震化の取組も進めたが、特に注力した市街地の不燃化の取組については、不燃領域率という単一の指標をメルクマールとして推進されてきた。その結果、市街地の不燃化は一定の進捗が図られたが、都民が生活する市街地としては、いわばマイナスをゼロにしたにすぎない。

今後、建物が高密度に立地し、多くの都民が暮らすこのゾーンを、どのように快適で魅力あるまちにしていくのか、そのための政策をどのように立案し、展開していくのが求められている。

そして、それは下町や商店街、町工場のあるまちなど、様々な地域特性を生かした、

そのまちらしさを追求するまちづくりが最適解となろう。地域が主体となって、区とともに自分たちのまちの将来像を考えて、それを実現していくプロセスを、東京都が支援していく、という枠組みが有効と考える。

(3) 複合災害に対する強靱性の確保

近年、全国で水害による被害が頻発する状況となっている。2019年の台風19号による被害は、東京にいつ起きてもおかしくないものであった。また、ゼロメートル地帯の水害時の広域避難のあり方について、課題を提起した。

東京の防災都市づくりは、これまで地震に対する対策を進めてきたが、今後は水害に対しても強い市街地の形成を目指すため、さらなる政策の転換が必要である。直下型地震の発生と、集中豪雨あるいは台風による高潮などの水害の発生時期が重なる複合災害は、十分に起こりうる事態であり、これを想定して災害に強い市街地づくりをしていく必要がある。

すでに、国と都で「災害に強い首都東京形成ビジョン」の検討を始めており、国・都・区の河川・下水分野、まちづくり分野、建築分野など、より広範な分野の連携により、複合災害にも耐えられる強靱な市街地の形成を目指すことが求められる。

5 まとめ

東京の防災都市づくりは、震災が発生しても燃えない、燃え広がらない市街地を目指して、長年にわたり取り組んできた結果、全国の他都市に先駆けて、危険性の高い市街地の解消に近づきつつある。

本稿では、東京都のリーダーシップの下で、都及び関係区が、他地域での地震被害や新たな科学的知見などに即応して、政策を的確に転換したことによって、効率的・効果的な事業を進めることができたことを明らかにした。一方で、木造住宅密集地域については残された課題も多い。防災上問題のある高経年化マンションも増えつつある。気候変動の影響で東部低地帯を中心に浸水被害の恐れも増している。

今後、さらに臨機応変に政策転換を行い、効果的な事業の推進が図られることを期待したい。

<参考文献等>

- ・東京都 「東京都防災都市づくり推進計画」 2010年1月
- ・東京都 「東京都防災都市づくり推進計画（基本方針）」 2020年3月
- ・東京都 「東京都防災都市づくり推進計画（整備プログラム）」 2021年3月
- ・東京都 「東京の都市づくりのあゆみ」 2019年6月
- ・内閣府地方創生推進事務局 「都市再生プロジェクトに関する基本的考え方 都市再生本部決定」 2001年6月
- ・中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ 「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」 2013年12月
- ・東京都 「首都直下地震による東京の被害想定」 2006年5月
- ・東京都 「東京都の新たな被害想定について～首都直下地震等による東京の被害想定」 2012年4月
- ・平田直 著 「首都直下地震」 2016年2月 岩波新書（岩波書店）
- ・東京都生活文化局 「都民生活に関する世論調査」 2021年1月
- ・東京都 「木密地域10年プロジェクト実施方針」 2012年1月
- ・東京都 「木密地域不燃化10年プロジェクト」特定整備路線の概要 2013年3月
- ・東京都都市整備局 「見える化改革報告書『防災都市づくり』」2017年11月
- ・東京都都市整備局 「防災都市づくりの進捗状況」 2021年3月発表
- ・国土交通省 「密集市街地の整備改善について」 2018年6月発表
- ・国土交通省 「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」 2020年12月発表